

広島県告示第二百五十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却し、保管した。

平成二十三年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

1 倉庫 プレハブ一階建て 一棟

2 倉庫 木造一階建て 一棟

二 当該工作物が放置されていた場所

1 広島市南区大州五丁目三〇一番地先

2 広島市南区大州五丁目三〇一番地先

三 当該工作物を除却した日時

1 平成二十三年二月二十一日 午後四時三十分

2 平成二十三年二月二十一日 午後四時三十分

四 当該工作物の保管を始めた日時

1 平成二十三年二月二十一日 午後五時

2 平成二十三年二月二十一日 午後五時

五 当該工作物の保管場所

1 広島市南区出島二丁目二二番 出島西第一〇荷捌地内

2 広島市南区出島二丁目二二番 出島西第一〇荷捌地内

六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者

当該工作物を放置した者又はその所有者

七 実施機関及び問合せ先

広島県西部建設事務所管理課

電話（〇八二）二五〇―八一五〇